

新旧対照表

○慢性毒性試験等の総則

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>II. 総則</p> <p>1 試験動物 (略)</p> <p>2 飼育管理 (略)</p> <p>3 被験物質 被験物質を飼料等に添加して投与する場合には、添加後の被験物質の均一性、添加濃度及び安全性について十分留意するとともに一定期間ごとに確認する。また、被験物質を溶媒等に溶解、懸濁又は乳化させた場合等にも被験物質の濃度及び安定性について明らかにしておく。</p> <p>4 対照群 (略)</p> <p>5 予備試験 (略)</p> <p>6 その他 (略)</p> <p>(注) (略)</p> | <p>II. 総則</p> <p>1 試験動物 (略)</p> <p>2 飼育管理 (略)</p> <p>3 被験物質 <u>使用する被験物質は、原則として工業原体とする。ただし、試験をする化学物質が自然条件で容易に化学的変化を生じる場合には、化学的変化により生成する分解物、酸化物等をも被験物質として使用する。</u> <u>被験物質の毒性は不純物による影響を受けることがあるので、被験物質中の不純物の組成についても明らかにしておく必要がある。被験物質を飼料等に添加して投与する場合には、添加後の被験物質の均一性、添加濃度及び安全性について十分留意するとともに一定期間ごとに確認する。また、被験物質を溶媒等に溶解、懸濁又は乳化させた場合等にも被験物質の濃度及び安定性について明らかにしておく。</u></p> <p>4 対照群 (略)</p> <p>5 予備試験 (略)</p> <p>6 被験物質取扱い上の注意 <u>いずれの被験物質も常に有害であると考え、被験物質による汚染の防止や実験者の健康管理には十分留意する。被験物質を添加した飼料、動物の排泄物、死体など廃棄物の処理に当たっては環境汚染を発生しないよう配慮する。</u> <u>特に、陽性対照物質を使用する場合（変異原性試験等）には、その取扱いに十分留意する。</u></p> <p>7 その他 (略)</p> <p>(注) (略)</p> |